

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 第1章(前文) (部会長素案) 新旧対照表

	新	旧	備考
1	前文	第1章 中央競技団体における適正なガバナンスの確保について	
2	1. 中央競技団体における適正なガバナンスの確保について	1. なぜ中央競技団体におけるガバナンスの確保が求められるのか	
3			
4	(1) スポーツ基本法とスポーツの価値		
5	スポーツは、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持及び増進を	スポーツは、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持及び増進を	
6	目的とする活動であり、国際競技大会における代表選手の活躍等を通	目的とする活動であり、国際競技大会における代表選手の活躍等を通	
7	じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共	じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共	
8	生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献	生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献	
9	する営みである。 <u>スポーツ基本法に示された</u> 、このようなスポーツの価	する営みである。このようなスポーツの価値を実現していくためには、	
10	値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等	その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポー	
11	の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営されていることが求	ツ団体が適切に運営されていることが求められる。	
12	められる。		
13	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）は、 <u>上述のスポーツの価</u>	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）は、国民生活における多	
14	<u>値を守るために</u> 、スポーツ団体の努力として「スポーツを行う者の権利	面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体の努	
15	利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポ	力として「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進	
16	ーツの推進に主体的に取り組む」（第5条第1項）、「事業を適正に行う	及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む」	
17	ため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自	（第5条第1項）、「事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保	
18	らが遵守すべき基準を作成する」（第5条第2項）、「スポーツに関する	を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成す	
19	紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」（第5条第3項） <u>ことが</u>	る」（第5条第2項）、「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正	

	新	旧	備考
1	規定されている。これは、 <u>近年いっそう</u> スポーツ団体の事業運営の適正	な解決に努める」(第5条第3項) 旨が規定されている。これは、スポ	
2	性の確保に対する社会的要請が高まってきていることを受けて、スポ	ーツ団体の事業運営の適正性の確保に対する社会的要請が高まってき	
3	ーツ団体自らの主体的な努力により適正なガバナンスの確保が図られ	ていることを受けて、スポーツ団体自らの主体的な努力により適正な	
4	ることを期待した規定であると <u>理解される。</u>	ガバナンスの確保が図られることを期待した規定であると解される。	
5			
6	<u>(※p.7「(4) 中央競技団体の役割について」に移動)</u>	スポーツ団体のうち、中央競技団体(以下「NF」という。)は、国内	
7		において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツ	
8		に関わる人々の拠りどころとなる団体であるが、その特徴を概括する	
9		と、	
10		(1) トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「み	
11		る」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府	
12		県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、	
13		地域社会など多くのステークホルダー(利害関係者)が存在する、	
14		(2) 唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手	
15		の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制	
16		度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っている、	
17		という2つが挙げられる。また、NFは、これらの特徴に鑑み、各種	
18		の公的支援の対象となっている。	
19		これらのことから、NFは、その業務運営が大きな社会的影響力を有	
20		するとともに、国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくこ	

	新	旧	備考
1		とが求められる公共性の高い団体として、特に高いレベルのガバナンスの確保が求められているといえる。	
2			
3			
4			
5	<u>(2) スポーツ界のこれまでの状況とガバナンスコードの策定について</u>		
6			
7	<u>スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>(以下「ガバナンスコード」という。)の策定以前、幾つかの中央競技団体(以下「NF」という。)においては、ガバナンスの機能不全等により、スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案が発生したことは記憶に新しい。このような現実には、スポーツ基本法の理念の実現に向かっていると</u>	しかしながら、近年、様々なNFにおいて、ガバナンスの機能不全等により、スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案が発生し、スポーツ基本法の理念の実現に向かっているとはいいい難い状況にある。NFを含めたスポーツ団体における様々な不祥事の要因は個々の事案によって異なるが、共通する一つの背景としては、多くのスポーツ団体は、人的・財政的基盤が脆弱である中、スポーツを愛好する人々の自発的な努力によって支えられてきたことが挙げられる。NFにおいても役員等が無報酬である例は多く、また、現場においても、指導者が無償又は低い報酬で、自己負担により遠征や合宿に参加している例もある。	
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20		スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられた組織運営は、自主性・自律性を育み、我が国のスポーツの多様な発展に貢献してきたが、一方で、組織運営に係る責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず、組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられる。また、スポーツ団体が、そのスポーツに関わる、いわば「身内」	

	新	旧	備考
1		のみによって運営されることにより、法令遵守よりも組織内の慣習や	
2		人間関係への配慮が優先され、時として、「身内」には通用しても社会	
3		一般からは到底理解を得られないような組織運営に陥るケースも見ら	
4		れる。	
5			
6	スポーツ庁においては、このようなスポーツ界の <u>状況を踏まえて</u> 、平	スポーツ庁においては、このようなスポーツ界の現状に鑑み、平成	
7	成 30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けた	30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたア	
8	クションプラン」(以下「アクションプラン」という。)において、ス	クションプラン」(以下「アクションプラン」という。)において、スポ	
9	スポーツ基本法第 5 条第 2 項に規定する、スポーツ団体における自ら遵	ーツ基本法第 5 条第 2 項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守	
10	守すべき基準の作成等を受けて、適切な組織運営を行う上での原則・規	守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・	
11	範として、令和元年 6 月 10 日にガバナンスコードを策定した。	規範として、スポーツ団体ガバナンスコード(以下「ガバナンスコー	
12		ド」という。)を策定することとした。これは、単に不祥事案の未然	
13		防止にとどまらず、先述のスポーツの価値が最大限発揮されるよう、そ	
14		の重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保	
15		を図ることを目的としている。	
16		なお、NF の組織運営上の問題の背景に人的・財政的基盤が脆弱であ	
17		ることがある以上、当然ながら、NF の経営基盤の強化も重要な課題で	
18		あり、アクションプランにおいても、NF の経営基盤の強化のための施	
19		策を掲げているところである。NF においては、ガバナンスの確保のため	
20		にも、経営基盤の強化に戦略的に取り組む必要があると考えられる。	

	新	旧	備考
1	<u>(3) ガバナンスコード策定後の社会とスポーツ界の状況の変化につ</u>		
2	<u>いて</u>		
3	<u>【追記事項】</u>		
4	<u>○ガバナンスコード策定後のスポーツ界においては、2019年、アジア</u>		
5	<u>で初開催となるラグビーワールドカップ 2019 日本大会が開催され</u>		
6	<u>た。大会では、史上初の決勝トーナメント進出を果たした日本代表チ</u>		
7	<u>ームが「One Team」をスローガンに結束して戦う姿が人々に感動を</u>		
8	<u>与えた。</u>		
9	<u>○その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下「コロナ禍」と</u>		
10	<u>いう。）により、国内外のスポーツイベント等の開催中止・自粛等が</u>		
11	<u>行われ、多くのスポーツ活動が停止を余儀なくされた。そのような中</u>		
12	<u>においても、様々なスポーツ関係者の創意工夫のもと、スポーツを通</u>		
13	<u>じて人々や社会を勇気づける取組が実施されてきた。</u>		
14	<u>○2021年、コロナ禍の影響で1年延期されたオリンピック・パラリン</u>		
15	<u>ピック東京大会（以下「東京大会」という。）が開催された。同大会</u>		
16	<u>は無観客開催となったものの、世界中から集まったトップアスリー</u>		
17	<u>トによる数々の熱戦が繰り広げられた。</u>		
18	<u>○一方で、東京大会終了後に発覚した不祥事案を受け、大規模な競技</u>		
19	<u>大会の組織委員会等の適切なガバナンス体制についてプロジェクト</u>		
20	<u>チームが設置され、令和5年3月30日に組織委員会等が大会の適切</u>		

	新	旧	備考
1	<u>な運営にあたり遵守すべき原則を規定した「大規模な国際又は国内</u>		
2	<u>競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指</u>		
3	<u>針」が策定された。今後の大規模な国際又は国内競技大会の運営にお</u>		
4	<u>いては、これまでのような特定の企業に過度に依存する体質から脱</u>		
5	<u>却を図り、大会運営の責任団体自らが、主体的な判断をもって行って</u>		
6	<u>いくことがより一層求められる。そのためには、大会運営を担う人材</u>		
7	<u>の育成が急務である。人材の育成に当たっては、大会運営を担う人材</u>		
8	<u>のコンプライアンス意識の醸成はもとより、スポーツ経営学等にお</u>		
9	<u>けるマネジメントの知識やスポーツビジネスの経験を培うことが不</u>		
10	<u>可欠であることから、スポーツ界が一丸となって、大会運営を担う人</u>		
11	<u>材の育成等に取り組むこととしている。</u>		
12	<u>○また、社会においても様々な変化があった。コロナ禍は、人々の行動</u>		
13	<u>様式や生活様式を一変させるとともに、オンライン会議を浸透させ、</u>		
14	<u>「テレワーク」の普及を始めとする働き方改革も進展した。</u>		
15	<u>○国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を多く</u>		
16	<u>の組織や人々が意識するようになり、企業等がサステナブルな経営</u>		
17	<u>や多様なステークホルダーに配慮することが社会から要請されるよ</u>		
18	<u>うになった。国籍、性別、年齢、障害の有無にかかわらず共生社会</u>		
19	<u>の実現、環境配慮や社会課題解決を行うことは、社会・経済活動の前</u>		
20	<u>提となっている。</u>		

	新	旧	備考
1	<u>○これらの社会的環境の変化の中で、スポーツの「人々の心を動かす</u>		
2	<u>力」や「楽しさ」とともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・</u>		
3	<u>経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノ</u>		
4	<u>ウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交</u>		
5	<u>流・理解の一層の増進等といった、スポーツが今後の社会の活性化等</u>		
6	<u>に寄与する価値が改めて見出されているものと考えられる。</u>		
7			
8	<u>(4) 中央競技団体の役割について</u>		
9	<u>スポーツ団体のうち、NF は、国内において特定のスポーツを統括し</u>		
10	<u>て広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々の拠りどころとなる</u>		
11	<u>団体であるが、その特徴を概括すると、</u>		
12	<u>(1) トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「み</u>		
13	<u>る」「ささえる」といった様々な形で関わる愛好者、都道府県協会</u>		
14	<u>や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社</u>		
15	<u>会など多くのステークホルダー（利害関係者）が存在する、</u>		
16	<u>(2) 唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手</u>		
17	<u>の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制</u>		
18	<u>度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っている、</u>		
19	<u>という2つが挙げられる。また、NF は、これらの特徴に鑑み、各種の</u>		
20	<u>公的支援の対象となっている。</u>		

	新	旧	備考
1	<u>これらのことから、NFは、その業務運営が大きな社会的影響力を有</u>		
2	<u>するとともに、国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくこ</u>		
3	<u>とが求められる、きわめて公共性の高い団体として、特に高いレベルの</u>		
4	<u>ガバナンスの確保が求められているといえる。</u>		
5			
6	<u>【追記事項】</u>		
7	<u>○さらに、NFは、社会とスポーツ界の状況の変化に対応する必要があ</u>		
8	<u>る。</u>		
9	<u>○従来、NFにおいては競技力強化を関心事項の中心に据える傾向があ</u>		
10	<u>ったが、ジュニア世代からシニア世代までの様々な年齢層へ向けた</u>		
11	<u>競技の普及や、特定の競技を超えてより広く社会にスポーツの価値</u>		
12	<u>を広める役割にも目を向ける必要がある。少子化が進む中でも、将来</u>		
13	<u>にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができるよう、</u>		
14	<u>運動部活動の地域移行に向けた受皿の整備や指導者の確保等の地域</u>		
15	<u>スポーツ環境の整備について、都道府県協会や都道府県連盟といっ</u>		
16	<u>た地方組織等とも連携することが望まれる。</u>		
17	<u>○また、NF自身が社会に認められた存在としてその価値を向上させ、</u>		
18	<u>それによる事業収益を拡大させていくことは、適切なガバナンスを</u>		
19	<u>確保することで収益を増大させていくという好循環を生じさせるた</u>		
20	<u>め、「マーケティング」も重視すべきである。さらに、その手段とし</u>		

	新	旧	備考
1	<u>て DX を活用することも重要である。</u>		
2	<u>ONF は、スポーツを通じた今後の社会の活性化等に積極的に関与し貢</u>		
3	<u>献していくことにより、感動していただけるスポーツ界の実現に寄</u>		
4	<u>与することが求められている。</u>		
5			
6			
7	<u>2. NF のガバナンス確保に向けた仕組みについて</u>	2. NF のガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて	
8			
9	<u>先述した</u> アクションプラン <u>を受けて</u> 、スポーツ団体の適正なガバナ	アクションプランにおいて、スポーツ団体の適正なガバナンス確保	
10	ンス確保のための仕組みとして、スポーツ庁、独立行政法人日本スポー	のための仕組みとして、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興セ	
11	ツ振興センター（以下「JSC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協	ンター（以下「JSC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下	
12	会（以下「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以	「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC	
13	下「JOC」という。）及び公益財団法人日本 <u>パラ</u> スポーツ協会（以下	という。）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA	
14	「JPSA」という。）が緊密な連携の下で、NF のガバナンス確保に取り	という。）が緊密な連携の下で、NF のガバナンス確保に取り組む体制	
15	組む体制を構築するため、スポーツ庁長官が主宰し、各団体等の長を構	を構築するため、スポーツ庁長官が主宰し、各団体等の長を構成員とす	
16	成員とする「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」（以下「円卓会議	る「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」（以下「円卓会議」という。）	
17	という。）を設置 <u>している</u> 。	を設置することとした。	
18	<u>（削除）</u>	平成 30 年 12 月 26 日に開催した第 1 回円卓会議においては、NF	
19		のガバナンスの確保に向けた各構成員の取組事項について、相互に承	
20		認するとともに、誠実に履行することを合意した。この中で、JSPO、	

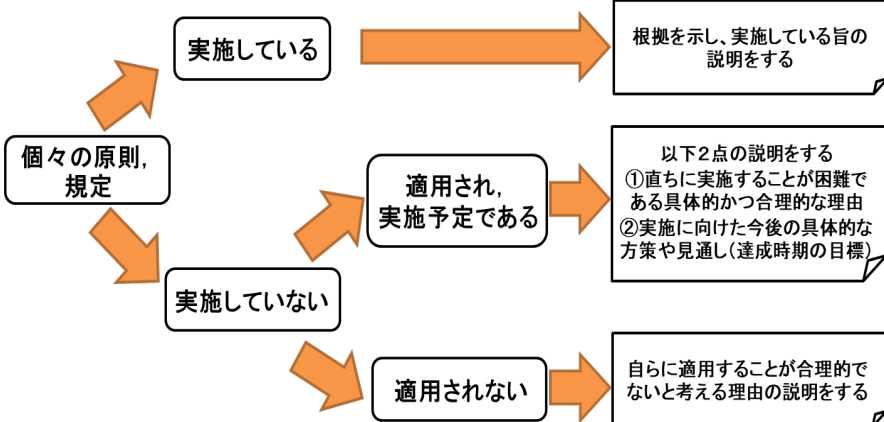
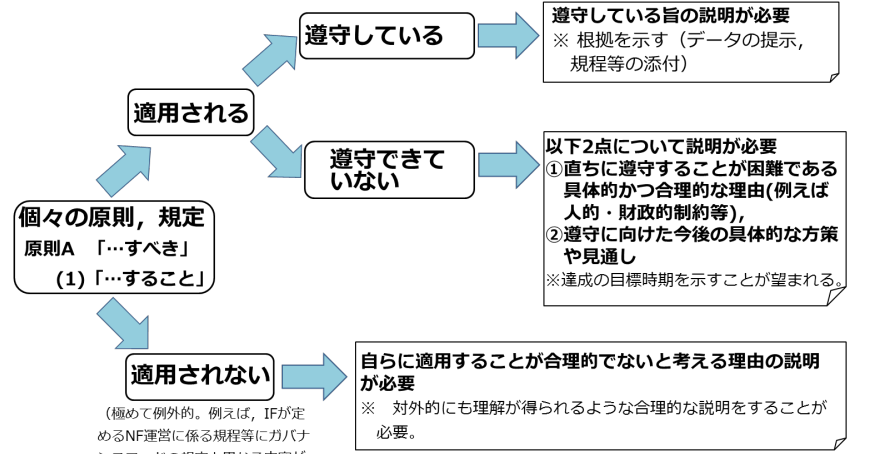
	新	旧	備考
1		JOC 及び JPSA（以下「統括団体」と総称する。）は、以下の4つの事	
2		項に取り組むこととしている。	
3		(1) NF に対して、ガバナンスコードへの適合性審査を4年ごとに実施	
4		し、その結果を公表する。3 団体に共通する加盟団体に対しては、	
5		共同で審査を実施する。審査基準については、加盟団体の実情を踏	
6		まえ、一定の柔軟性を有するものとする。	
7		(2) NF において、ガバナンスの機能不全等による不祥事案件が発生し	
8		た場合、必要な指導助言、改善に向けた支援、処分等を適切に実施	
9		する。3 団体に共通する加盟団体の案件については、可能な限り共	
10		同で対応する。	
11		(3) NF に対して、ガバナンスコードの適合状況について自己説明及び	
12		公表を年1回実施することなど、必要な取組を促す。	
13		(4) 上記の各事項を適切に実施するために、加盟要件にガバナンスコ	
14		ードへの適合性を追加するとともに、必要に応じて加盟団体規程	
15		を改定する。	
16	各 NF がガバナンスコードに適合しているかどうかは、 <u>JSPPO, JOC</u>	このように、各 NF がガバナンスコードに適合しているかどうかは、	
17	<u>及び JPSA（以下「統括団体」と総称する。）が審査（以下「適合性審</u>	統括団体が審査することとなり、その結果については、円卓会議に報告	
18	<u>査」という。）し、その結果については、円卓会議に報告される。また、</u>	されることとなる。また、スポーツ庁は、円卓会議において、統括団体	
19	スポーツ庁は、円卓会議において、統括団体による適合性審査の実施状	による適合性審査の実施状況や不祥事案件が発生した際の対応等につ	
20	況や不祥事案件が発生した際の対応等について確認し、必要に応じて	いて確認し、必要に応じて改善を求めるとともに、その結果を公表する	

	新	旧	備考
1	改善を求めるとともに、その結果を公表することとしている。	こととしている。	
2			
3	【追記事項】		
4	<u>○ガバナンスコードの策定以後、ガバナンスコードに準拠した各 NF の</u>		
5	<u>取組、統括団体による適合性審査、適合性審査の実施状況を踏まえた</u>		
6	<u>各 NF の改善の取組等により、スポーツ団体におけるガバナンス向上</u>		
7	<u>への意識は着実に向上している。</u>		
8	<u>○しかしながら、適合性審査で不適合にならないことだけが目的とな</u>		
9	<u>ってしまうことで、ガバナンスコードが求める各種規程は整備され</u>		
10	<u>ているものの適切な運用がなされていないなど、形式的な対応に留</u>		
11	<u>まっている団体の存在も指摘されているところである。</u>		
12	<u>○また、依然として一部の NF においてスポーツの価値を脅かす不祥事</u>		
13	<u>事案が発生しており、スポーツ団体の事業運営の適正性の確保に対</u>		
14	<u>する社会的要請は依然として高い。</u>		
15	<u>○令和 5 年 8 月、適合性審査等の仕組みの運用の中で得られた成果や</u>		
16	<u>課題を踏まえ、ガバナンスコードの見直しを行った。NF に求められ</u>		
17	<u>る適切なガバナンスの在り方は社会環境に応じて絶えず変化するも</u>		
18	<u>のであり、ガバナンスコードが硬直的なルールと捉えられて時代に</u>		
19	<u>取り残されることなく、スポーツ界が自律的にその在り方を変革し</u>		
20	<u>ていくことが望まれる。</u>		

	新	旧	備考
1	3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について	3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について	
2			
3	<u>(1) ガバナンスコードの役割について</u>		
4	NFは先述したように、 <u>一方では</u> 、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、 <u>多様な</u> ステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有している。 <u>他方では</u> 、各種の公的支援を受けており、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる <u>きわめて</u> 公共性の高い団体である。	NFは、先述のとおり、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとともに、各種の公的支援を受けており、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体である。	
5			
6			
7			
8			
9	ガバナンスコードは、このような公共性の高い団体であるNFがガバナンスを確保し、適切な組織運営を行う上での原則・規範を定めたものである。 <u>単に不祥事案の未然防止にとどまらず、先述のスポーツの価値が最大限発揮されるよう、その重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。</u>	本ガバナンスコードは、このような公共性の高い団体であるNFがガバナンスを確保し、適切な組織運営を行う上での原則・規範を定めたものであり、各NFにおいては、ガバナンスコードの遵守状況（直ちに遵守することが困難である場合を含む。）について、具体的かつ合理的な自己説明を行い、これを公表することが求められる。	
10			
11			
12			
13			
14			
15	【追記事項】		
16	<u>○NFが、スポーツを通じた今後の社会の活性化等に積極的に関与し</u>		
17	<u>貢献していくために、NF自らが社会から期待されている役割を意識しながら、組織として在るべき姿を模索していく必要がある。</u>		
18			
19	<u>○その実現のための透明・公正かつ迅速な意思決定の仕組みが「ガバナンス」であり、NFは、団体内部のみならず、多様なステークホ</u>		
20			

	新	旧	備考
1	<u>ルダーとの間で「ガバナンスコード」の「遵守」について対話しな</u>		
2	<u>がら、適切なガバナンスの構築を進めていくべきである。</u>		
3	<u>○ガバナンスコードは、NFの役職員や関係者がその趣旨や意義を確</u>		
4	<u>認し、互いに共有した上で、自ら自律的に組織のガバナンス体制を</u>		
5	<u>構築していくことができるよう、あえて細則を規定することなく原</u>		
6	<u>理原則を規定している（いわゆる「プリンシプルベース・アプロー</u>		
7	<u>チ（原則主義）」。</u>		
8			
9	<u>（２）自己説明の在り方について</u>		
10	<u>各NFにおいては、ガバナンスコードの遵守状況について、具体的か</u>		
11	<u>つ合理的な自己説明を行い、これを公表することが求められる。</u>		
12			
13	【追記事項】		
14	<u>○ガバナンスコードは、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法</u>		
15	<u>を採用している。ガバナンスコードに規定された各原則を「実施す</u>		
16	<u>る」か、「実施しない場合には、その理由を説明する」ことによって、</u>		
17	<u>原則を「遵守」することが求められる。</u>		
18	<u>○理由の「説明」は、団体内部のみならず、国民や社会を含む多様なス</u>		
19	<u>テークホルダーに向けたものであることを強く意識する必要がある</u>		
20	<u>る。</u>		

	新	旧	備考
1	NFの法人形態や業務内容、組織運営の在り方は、団体によって異なることから、ガバナンスコードの全ての規定が必ずしも全てのNFに適用されるとは限らない。そこで、NFにおいては、自らに適用することが合理的でないと考える規定については、その旨を説明することが必要となる。その際、単に自らの団体の慣習等に合わない、現在の役員等の賛同を得ることが難しいといった主観的な主張のみに依拠した説明は合理的とは認められず、業務の内容や国際競技団体（以下「IF」という。）が定めるNF運営に <u>関係する</u> 規程等に <u>照らして</u> 、当該規定が自らの団体に当てはまらないことについて、対外的にも理解が得られるような合理的な説明をすることが求められる。	NFの法人形態や業務内容、組織運営の在り方は、団体によって異なることから、ガバナンスコードの全ての規定が必ずしも全てのNFに適用されるとは限らない。そこで、NFにおいては、自らに適用することが合理的でないと考える規定については、その旨を説明することが必要となる。その際、単に自らの団体の慣習等に合わない、現在の役員等の賛同を得ることが難しいといった主観的な主張のみに依拠した説明は合理的とは認められず、業務の内容や国際競技団体（以下「IF」という。）が定めるNF運営に係る規程等に鑑みて、当該規定が自らの団体に当てはまらないことについて、対外的にも理解が得られるような合理的な説明をすることが求められる。	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	また、 <u>実施していない規定について</u> 、直ちに <u>実施</u> することが困難である場合は、その具体的かつ合理的な理由のみならず、 <u>実施</u> に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明することが求められる。その際、達成の目標時期を示すことが望まれる（下図参照）。	また、人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定がある場合は、その具体的かつ合理的な理由のみならず、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明することが求められる。その際、達成の目標時期を示すことが望まれる（下図参照）。	
12			
13			
14			
15	<u>(削除)</u>	NFについては、統括団体が適合性審査を行うこととなるが、ガバナンスコードへの適合性という観点から、具体的にどのような自己説明が許容され得るかについては、今後、統括団体が策定する審査基準に基づき、適合性審査において個別具体的に判断されることとなる。	
16			
17			
18			
19			
20			

	新	旧	備考
1	<u>(削除)</u>		
2		なお、統括団体は、先述のとおり、審査基準について、加盟団体の	
3		実情を踏まえ、一定の柔軟性を有するものとするとしているところ	
4		ある。	
5	<図：自己説明の在り方について>	<図：自己説明の在り方について>	
6	 <p>個々の原則, 規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施している → 根拠を示し、実施している旨の説明をする 実施していない → 自らに適用することが合理的でないとする理由の説明をする 適用され, 実施予定である → 以下2点の説明をする ①直ちに実施することが困難である具体的かつ合理的な理由 ②実施に向けた今後の具体的な方策や見通し(達成時期の目標) 適用されない → 自らに適用することが合理的でないとする理由の説明をする 	 <p>個々の原則, 規定 原則A 「…すべき」 (1) 「…すること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用される → 遵守している → 遵守している旨の説明が必要 ※ 根拠を示す (データの提示, 規程等の添付) 適用される → 遵守できていない → 以下2点について説明が必要 ①直ちに遵守することが困難である具体的かつ合理的な理由(例えば人的・財政的制約等), ②遵守に向けた今後の具体的な方策や見通し ※達成の目標時期を示すことが望まれる。 適用されない → 自らに適用することが合理的でないとする理由の説明が必要 ※ 対外的にも理解が得られるような合理的な説明をすることが必要。 <p>(極めて例外的。例えば、IFが定めるNF運営に係る規程等にガバナンスコードの規定と異なる内容が定められていることや、代表選手の選考を行っていない場合に代表選手の選考に係る規定が適用されないことなどが想定される。)</p>	